

那珂市議会 原子力安全対策常任委員会記録

開催日時 令和8年6月15日（月）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 渡邊 勝巳 副委員長 花島 進
委員 木野 広宣 委員 寺門 厚
委員 寺門 勲 委員 榊原 一和

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 大和田和男 事務局長 横山 明子
次長 海野 直人 主査 渡邊 莊一

会議事件説明のため出席した者の職氏名

市民生活部長 秋山 光広 防災課長 柴田 真一
防災課長補佐 疋田 克彦 原子力G長 会沢 透

会議に付した事件

（１）那珂市原子力災害広域避難計画について

…防災課が説明

（２）視察について

- ・日本原子力発電株式会社 東海第二発電所
- ・東京電力 福島第一原子力発電所
- …日程の調整など

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 おはようございます。

それでは開会の前にご連絡いたします。本日は、換気のために一部ドアを開放しております。開放したままで常任委員会を開催いたします。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能としております。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送しております。会議での発言は必ずマイクを使用し、質疑答弁の際は簡潔明瞭にお願いいたします。

また、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただきますか、マナーモードにしてくださいなど、ご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席委員は、6名です。定足数に達しておりますので、これより原子力安全対策常任委員会を開催いたします。

職務のため、議長、議会事務局職員が出席しております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 本日は定例会中の原子力安全対策常任委員会にご参集賜りまして誠にありがとうございます。
ます。

先日は、何か放射性物質が靴底にあった、そんなニュースも出ておりましたけども、引き続きですね、この委員会でそういったことも含めて十分に審議していただけたらと思います。

今日は、会議事件というよりも、防災課の説明があるかと思います。

渡邊委員長のもと、慎重なる審議を賜りますことを申し上げまして簡単でございますがご挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより議事に入ります。

那珂市原子力災害広域避難計画について、を議題といたします。この件につきまして、防災課に説明をお願いしております。

それでは、防災課のほうから説明をお願いいたします。

防災課長 それでは資料、「那珂市原子力災害広域避難計画の概要及び今後の取組について」をご覧ください。

1 計画の目的です。この計画は、国の防災基本計画等に基づき、原子力発電所からおおむね30キロ圏内の自治体が策定するものです。本市は東海第二発電所から30キロ圏内に位置しているため、原子力災害の発生、または発生する恐れがある場合に備え、策定を進めるものです。

なお、本計画は「那珂市地域防災計画」の原子力災害対策編の一部として位置づけ、国の防災基本計画、原子力災害対策指針、茨城県地域防災計画の原子力災害対策計画編、茨城県広域避難計画との整合性を図り策定するものです。

2 これまでの経緯について。（１）原子力広域避難協定の状況です。全市民の避難先として、平成28年1月26日に、筑西市、桜川市と県内広域避難に関する協定を結びました。しかし、令和5年に避難者1人当たりの必要面積が2平方メートルから3平方メートルに変更となり、約2万人の受入れ枠が不足しました。そのため、茨城県の協力調整により令和8年3月30日に、日光市、塩谷町と県外広域避難に関する協定を締結し、市民全員の避難先を確保しました。なお、表中の収容人数は、1人当たり3平方メートルで算出した施設の受入れ上限の合計になります。（２）原子力安全対策常任委員会への説明については、令和元年のヨウ素剤の事前配布から、令和7年2月の進捗状況報告を含め、計6回を行っております。（３）原子力防災訓練は、令和3年11月から令和6年11月まで計4回実施しました。

3 計画の概要です。（１）原子力災害の特徴として、自然災害などと違い、放射線は目に見えず、臭いもなく、五感で感じることはできません。日頃から放射線量を測定する

など災害に備えが必要です。もし原子力施設の事故により放射性物質が放出された場合、被ばくの低減を図る防護措置が重要となります。

(2) 原子力災害対策重点地区について。原子力災害対策指針に基づき、原子力発電所からおおむね半径30キロ圏内で重点的に対策を講じます。特に半径5キロ圏内の本米崎地区はP A Z（予防的防護措置区域）とし、放出前の段階から避難を開始します。半径5キロから30キロ圏内はU P Z（緊急時防護措置準備区域）といい、屋内退避や段階的避難等の防護措置を実施します。

(3) 市民への情報伝達です。事故の状況や放射性物質の放出状況、避難経路、一時集合場所等の情報を、防災行政無線、広報車、ホームページ等で伝達します。

(4) 非常事態区分に応じた防護措置です。原子力防災は下表の緊急時活動レベルの判断基準に基づき、原子力発電所の状況に応じて緊急事態を三つに区分しています。P A Z、U P Zではそれぞれの区分において防御措置をとり、基本的にはP A Zは、全面緊急事態（放射性物質放出前）に住民の避難開始、U P Zは屋内退避から放射性物質放出の風向き、空間放射線量によって地区ごとの段階的避難を開始します。

(5) 広域避難の基本的な考え方です。広域避難は可能な限り自家用車で乗り合わせ避難を基本とします。自家用車で避難ができない場合は、指定する一時集合場所に集合してバスでの避難になります。避難経路は、あらかじめ定める高速道路や国道、県道などの幹線道路が基本となります。U P Zの市民は避難退域時検査場所で放射性物質の汚染等の検査を受けてから、避難先自治体の避難中継所へ向かい、避難所の指定を受けます。検査場所で検査証明書を受けていない場合は、避難所への受入れができない場合もあり、検査場所を必ず通るように周知します。なお、汚染があった場合は検査場所で除染を行います。

4 計画策定に向けての取組みです。平成29年に全世帯へ配布した「原子力災害に備えた避難ガイドマップ」は地域単位で避難所を指定していました。今後は、避難所が増加したため、避難経路や避難中継所の選定など、国や受入れ自治体などの関係機関との協議を重ね、市民が円滑に避難できるように策定を進めていきます。

また複合災害についても、那珂市地域防災計画での自然災害対策編に沿って対応してまいります。なお、本計画策定後においても、各種対策の検討や検証を踏まえ、随時、改定や見直しを行っていきたいと考えております。

説明については以上となります。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

榊原委員 (5)の例で、U P Z、自家用車で避難が可能な場合のフロー、これ那珂市にあてはめた場合、まず、そういう有事があったとして、自宅から自家用車で避難退域時検査場所は、多分、原子力防災訓練を当てはめていくと、総合運動公園となってくるとおもいますが違うんですか。これは、どちらになるんですか。

防災課長 高速道路だと笠間パーキングエリア、一般道だと旧笠間市役所の予定になります。

榊原委員 避難中継所というのはどちらなんですか。

防災課長 避難中継所は、受入れ自治体に1か所設定を考えております。

榊原委員 受入れ自治体は、那珂市の場合だと、今現状下で筑西市、桜川市、日光市、塩谷町の4自治体になると思うが、実際は、自宅から自家用車で笠間のパーキングエリア等々まで皆で避難して、そこから4つの自治体は、自分で避難先へ移動するってということですか。

防災課長 その検査場所、ある程度、選別をして行く形になると思います。

寺門厚委員 検査場所では、どこの避難所へ行くかっていう話ですが、案内はないですね。

検査場所はあくまでも検査をするだけでスクリーニングの場所ですね。避難中継所は1か所なので、そこへ向けて取りあえず行ってくださいということですね。具体的な避難先の決定の場所ではないということですね。

榊原委員 もう1回ちょっと整理整頓すると、自家用車で、まず避難退域時検査場所が笠間だとすると、そのところである程度選別してもらうと。中継所は4つあるわけでしょう。避難所は4自治体のどこかだねっていう感じ。

防災課長 避難する場合は、段階的避難、地区ごとの段階的避難になります。その避難退域時検査場所に行ったときに、4か所の市町村へ振り分けになります。

市民生活部長 補足しますと、4か所っていう話は、まだ、どの場所を優先的に避難していくか、本米崎以外のUPZについては、まだ関係機関と調整しています。段階的避難によって、どこの避難中継所を目指すかは変わりますので、今の段階で4か所開けますとか、2か所開けますとかは決定していない状況です。

寺門厚委員 過去に原子力災害時の避難ガイドマップ、全地区に配られております。そのときは地区別、自治体、自治会単位でどこに避難しますよということはっきり分かっていた。今回は、段階的な避難ということで、第1避難中継所で振り分けをしますよということですね。それだとやっぱり、住民の方はどこへ行くのか不安だということがあると思います。今後、確定する中で、概略、大きな括りで、この辺はここだよという地域的なことが分かれば、あらかじめ、そういう想定もしていただきたいなということです。

それとこの段階的避難ですが、そういう避難もあり得るわけで、この場合はどのように考えているんですか。

今、中継所1か所っておっしゃいました。それと、スクリーニングの場所とかも、今後どういうふうになるのでしょうか。

防災課長 検査場所は、県の担当になります。現在44か所を想定しています。全地区。その中で、マンパワーや機材の制限もあり、増やすというのはなかなかできないと思います。全域避難になっても、そこは、県国との調整になってくると思います。

寺門厚委員 全避難になっても避難中継所は1か所ということですか。

防災課長 なかなか機材とマンパワーの関係もあるので、増やすのは難しいと思っています。

市民生活部長 恐らく今のご質問は、総合的に全地区、万が一の場合のお話だと思いますので、
今、本市が進めているのは単独事故の広域避難計画ですので、総合的な万が一の全市民が
一斉に避難になった場合は、単独災害の後の計画で整理をしたいと考えております。

寺門厚委員 今は、取りあえず段階的なもので、きちっとまとめていくという話だと思います。
先ほどのスクリーニングの場所が何か所かあるわけですが、ここで検査できなくて、直接、
第一中継所へ行ってしまった場合、そういう方もいらっしゃるのでは、段階的避難の場合も、
そこにスクリーニングの体制は一つ設けておくべきだと思います。当然、避難受入れ先
においても、被ばくの有無に応じた対応が必要になると思います。その辺はいかがですか。

防災課長 まずは検査場所を必ず通っていただくという周知をしていきたいと思います。もし、
忘れてしまって……

(傍聴席 「聞こえない」と呼ぶ声あり)

委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時21分)

(再開 午前10時23分)

委員長 再開します。

防災課長 除染は、必ず30キロ以内で検査をして除染することになります。まずそれを周知し
ます。それでも中には除染していない人もいますので、どういう対応をしていくのかを今後
検討していきます。

市民生活部長 今の考え方ですが、どんな形をとりながらやるかを今後決めていくと課長が言
いましたが、基本は30キロ以内が検査場所、30キロ以上のところが中継所の場所になりま
す。基本的には30キロ以内から外に放射性物質を出さないことが原則ですので、そのご
理解と周知をできる限りしていくという考えです。

副委員長 質問の前にまず一つ意見を言っておきます。この計画で、PAZとかUPZという
言葉が使われます。定義が違うんです。概ね半径5キロとか概ね5キロから30キロじゃな
いんです。これは結果であって、要するに、あらかじめ事態発生時、逃げることを想定して
いる区域と、それから、ちょっと緩く想定する区域です。それは施設の状況とかによって
変わります。PAZの5キロ圏内という言い方は違うんですね。単なる結果であって。是
非、今後の頭の中に置いてほしいと思います。

新しく塩谷町、受け入れが1万1千人ぐらいですが、塩谷町って人口9,000人ぐらいです。
それでそんなに受け入れる容量があるんですか。何か特別な事情でもあるのでしょうか。

防災課長 公民館や体育館など、施設の居住面積を3平方メートルで割った人数になっており
ます。受入れできるという話は聞いております。

副委員長 以前、面積の査定が大き過ぎたっていう話は、日光市とか塩谷町以外にもありまし
たよね。そういうチェックは本当に大丈夫ですか。1万人入れるのはどの部分で、それは
どこの機関が、チェックしたのでしょうか。

防災課長　こちらは、県が、トイレとか階段とかを除いて居住できる面積で算定をしているということです。

副委員長　那珂市でもチェックしたほうがいいと思います。あまりにも桁が違ような感じがします。

次の質問です、複数の方が一斉避難をした場合、検査所と中継所の数が少ない。そこで、どういうふうに捌くのですか。その辺どういうふうに考えているのか。

防災課長　まず検査場所は、かなりの渋滞が考えられると思います。なるべく渋滞緩和できるように国県、警察と連携しながらやっていきたいと考えております。

また、避難中継所は、駐車場の大きい、シンボリックな施設を選定したいと考えています。渋滞緩和のため、駐車場が多い施設、また土地感がない市民が避難できるシンボルタワーのような施設を考えております。

副委員長　言葉の上だけで、ちょっと無理のような気がする。那珂市の人口とか、緊急度とかを考えると、しかたなく、こういう計画になっているとしか思えない。

もう1つ、今回の計画説明は、日光市と塩谷町が避難先に選定されたということが、主だと思います。今後、詳細は、どういう段階で進める予定でしょうか。この状態で、今、避難となったとき、那珂市の職員は動けますか。だからどういう段階で、詳細を検討していくのかをお伺いしたい。

防災課長　まず必要な情報を課題として、ヨウ素剤の緊急配布方法、検査場所の選定、避難中継所の選定、複数の避難経路の選定。また、住民への情報周知の方法、避難行動要支援者の避難方法などを整理しながらやっていこうと思っています。

市民生活部長　例えば、どういう経路で避難中継所から避難所へ行くのかということも含めて、災害発生時に、この4つの市町と連携をとり、避難がスムーズにいくように協議しながら、道路や施設を開ける順番など細かいことを決め、市民に周知できればと考えております。施設は、筑西市で55、桜川市で28、日光市で43、塩谷町で19施設ありますので、この施設をどういう形で順番に開けていくか、今後、協議をしながら進めたいと思います。

なぜかという、この避難の人数について、菅谷地区が段階的避難になった場合、人口が多いために分散避難になってしまいます。そういうことも踏まえ、施設の順番をどうするかなど考えているのが現状です。

市のほうで、避難所の面積を調べているのかに関しては、県から話を受けたときに、両市町に照会をかけ、その面積は確認しております。

副委員長　照会をかけるだけでなく、現場を見てください。現場の確認は必要だと思います。

それから、詳細計画については具体的にいつ頃までということを知りたいです。これから検討していくということだと思います。よろしくお願いいたします。そもそも、一般市民に避難の仕方がこう変わりますとか、事態発生時こういうふうに動いてくださいって市民に知らせないといけない。どうお考えでしょうか。

防災課長 避難行動マップは、マップに計画の内容を盛り込まなくてはならない。策定後にガイドマップを作成してそのあとに住民説明をして周知をしていきたいと考えています。

副委員長 先ほど、直接、避難所に行ってもいいのかという話もあったんですが、実際そうです。事態によってはかなり多いと思います。それも含めて考えてもらいたい。特に、原子力災害では、国の避難指示が遅れることがほとんどです。福島でもそうだし、その前の東海村の臨界事故でも、国の指示は全く遅れていました。だから、そういうのを心配してさっさと逃げちゃう人も多いと思う。それも考えて計画としてもらいたい。

それから、先ほど言いましたが、市民にこう動いてくれと言うだけじゃなくて、職員をどう配置するかも含めた計画の立案をお願いします。

木野委員 (2) 原子力安全対策常任委員会ですが、⑤の避難先の協議の進捗状況についてとありますが、今回、県から日光市と塩谷町を指定いただき、市のほうでは打合せとかは考えているのでしょうか。事前打合せは、桜川市とか私たちも行きました。市執行部としての考えはどうか。

防災課長 日光市と塩谷町との打合せは、締結前に2回ほど行き調整しました。そのあとも年1回施設がどうなっているか、幼小中の統廃合がないか、避難所の空調設備がどうなっているかなどを調査していきます。

木野委員 それと人口ですけど、以前と比べてかなり那珂市も人口が減ってきているということに合わせて、高齢者の方が増えている。そうなるとその自家用車での移動はかなり厳しくなってくる。前から懸念されているバス移動ですけども、県のほうでも大型バスがなくて、乗り合いバスが減ってきている。分かっている範囲で、バスに関してはどうなっているのか。

防災課長 茨城県でバス協会と昨年の11月11日に協定を結び、県の要望があった場合には、バス協会で、できる限り協力しますという協定を結んでおります。

その際にバスは2,900台、福祉車両は、約100台が確保されていると聞いています。

寺門厚委員 社会福祉関係、老健施設とか、医療機関もそうですけれども、避難行動要支援者について、個別計画は当然つくらなくちゃならないんですけども、今、那珂市で対象となる方がどのくらいいるのか教えてほしい。

防災課長 要支援者は、自然災害と共通になってくると思います。65歳以上のひとり暮らしや65歳以上のみでの世帯構成、また介護保険法で認定されている方など、避難するのに支援が必要な方は、65歳以上の健康の人を含めてですが、1万人は超えるかと思います。

寺門厚委員 1万人を超えるのですか。要支援者の方ですね。

市民生活部長 今1万人とお答えしたのは、あくまでも健常者も含めて65歳以上の方のお話ですので、その中で、どうしても支援の必要な方で、手を挙げてもらっている方は、原子力単独でのマニュアルは、まだ完成していません。自然災害だと手上げ方式を取っていますので、1,000人ちょっとの方は、支援が必要だろうと言われていて、支援台帳は、7割を

超えて作成が進んでいる状況です。

寺門厚委員 実際に、手が必要な方は1万人という大変なことになるので、私どもの自治会では、この方を支援するんだっていうのは、もうあらかじめ分かっており、地域でちゃんと連れていくことが分かっています。

それと社会福祉関係で、施設から施設へ避難になるかと思いますが、そちらのほうの計画、社会福祉法人、そちらについての掌握はどのくらいしているのか。避難計画は、その施設で作成し、県に報告しているということです。市の方では、その辺はどういうふうに掌握していますか。

原子力G長 市内医療機関、それから福祉施設につきましては、県が主体となって、避難先の調整は終了しているということを聞いております。その避難計画自体が完了しているかどうかは、把握しておりません。

寺門厚委員 それは個別計画で県の所管らしいですが、那珂市としてきちんと把握して、完了している施設もきちんと掌握すべきだと思います。ぜひそれはやっていただきたい。

実際にどこへ行くのかということで、最終的な避難の確認は、市でやるわけですね。最終的にどのぐらい避難がオーケーですよっていう確認はしてほしい。

であればきちんと把握しておいてください。県が策定したから終わりじゃなくて、よろしくをお願いします。

副委員長 避難するときに、住民にどこへ行ってくれと指示しますよね。そのときに、データとして、誰をどこに行くようにして、そこに着いたのかって、そういうことを把握するツールというか、システムがあるのですか。

防災課長 システムについては今のところございません。

副委員長 それ絶対必要だと思います。例えば、家族でばらばらになったときに、自分の妻がどこへ行っているのか、そういうことを把握する。氏名などは、絶対に問合せがくると思います。だから、そういうものが必要だということを頭に入れて、県レベルでやるべきなのか、それを考えていただきたいと思います。

寺門勲委員 二つほど確認させていただきたいと思います。まず、市民への情報伝達でございますが、広報車による巡回を行う予定と書いてありますが、こちらは必ずやる必要なのかお伺いします。

防災課長 広報車は一つの手段として考えております。やはり情報を取ることが苦手な方、自分からホームページを見て何かを探すということが難しい方に対して、広報車は有効だと考えております。

寺門勲委員 放射線が、排出しているような状況の中で、こういった広報車を巡回するべきなのか疑問に思ったのですが、いかがでしょうか。

市民生活部長 今のご質問は、安全第一を考え、巡回できる体制が整えば、やるというような一つのツールとして考えています。放射線が飛んでいて危険があるよという情報がある場

合に、広報車を使うかというのは、そのときの判断で運用したいと考えています。

寺門勲委員 もう1点ですが、市民が安全かつ円滑に避難できるような、本計画の策定を市民にいち早くお示しするべきだと思いますが、最後にお答えをお願いします。

防災課長 計画の策定は、まずは計画案を示し、パブリックコメントにより意見を募集する予定です。それを反映して、計画策定後にマップを作成して、住民説明という形になると思います。

寺門厚委員 そのスケジュールは、もっと細かくは説明できないんですか。いつぐらいに、どの程度ということが、住民は知りたいわけです。あらかじめスケジュールをきちんとアナウンスしておいていただきたいと思います。

市民生活部長 相手方が4市町あり、相手方との調整もあります。今の段階では1日でも早く市民の方に避難できる体制が整えられるように日々協議を進めているところです。4市町とは連絡を取り合って、職員に対しても、対応も含めて意見交換をしております。できる限り早い段階でスケジュールを示し、市民の皆様に、少しでも安心していただけるような計画ができればと思っております。

委員長 それでは質疑のほうを終結したいと思います。

今回の報告ですが、一応避難先が4か所決まって那珂市の避難人数が確保できたという報告であります。今回、各委員のほうから、今後の課題等が出ましたので、担当部署のほうでは、これを受け止めていただきまして、計画のほうに盛り込むなり、きちんと調査検討のほうをお願いしたいと思います。

防災課の方々、ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

執行部の皆様は退席をお願いいたします。

休憩（午前10時47分）

再開（午前10時48分）

委員長 再開します。

続きまして視察について議題といたします。

この件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

主査 現在、視察の調整を進めております。7月7日火曜日、東海村の日本原子力発電株式会社の視察を予定しております。参加者は原子力安全対策常任委員会の6名、議長、それから事務局2名の9名の予定です。交通機関は那珂市役所に集合いただいて、市の公用車で向かいます。当日、原電の視察が、午後からということで、午前中に東海村にあります原子力科学館を視察いたします。約1時間視察して昼食後、東海第二発電所の視察という予定で考えております。東海第二発電所の視察に当たり、当日、本人確認の証明書を必ずご持参いただきます。施設に関しての注意点として、カメラやビデオカメラの持込み禁止、金属探知機がありますので、体内にペースメーカーとか金属のボルト等が入っている方は事

前にお知らせください、履物は、ヒールとかサンダルはご遠慮願います。万が一の場合には、原電の職員の指示に速やかに従って、避難等のお願いをいたしますということになっております。

まずこの日程でよろしいかというのと、午前中の原子力科学館の視察について、現在、大洗原子力工学研究所というところでも日程調整を進めております。

今のところ受入れ可能だということですが、詳細は、今日、明日中に回答がいただけるということになっております。まずはこの日程等についての確認等をお願いしたいと思えますよろしく願います。

委員長 はい、説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますか。

よろしいですか。

先ほどの事務局のほうから、午前中の日程について、二つの案が今出てまいりまして、最後の大洗につきましてまだ回答頂いてないという状態です。

こちらにつきましては、どちらを選択するかについては、委員長・副委員長のほうで任せてもらってもよろしいですか。

こちらで日程のほう調整をさせていただきたいと思えます。

副委員長 大洗に行くとなると東海よりも多く時間が必要なので、場合によっては、少し早めに出発ということも含めて、ご了解頂ければと思うんですけど。

委員長 集合時間も現在10時になっておりますが、状況によっては、繰上げて9時、もしくはもうちょっと早い時期になるかもしれません、それは調整させていただいて、ご報告させていただきたいと思えます。

あと、次第のほうに書かれていたんですけども、福島第一原子力発電所、こちらのほうを8月27日に視察をする予定でおります。まだ詳細決定しておりませんので、決まり次第ご報告させていただきたいと思えます。

質疑がなければ、以上でこの件につきましては、終結したいと思えます。

本日の議題はこれで全部終了いたしました。

以上で原子力安全対策常任委員会を閉会いたします。

閉会（午前10時53分）

令和8年7月17日

那珂市議会 原子力安全対策常任委員会委員長 渡邊 勝巳